

議案第 6 7 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 A 階層の項中「支援給付受給世帯」の次に「並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯」を加え、同表備考第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定（小規模住居型児童養育事業を行う者に係る部分に限る。）は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。